Upp b

神奈川中央法律事務所

231-0031 横浜市中区万代町 1-2-12 共立関内ビル7階 A2 Tel: 045-681-6680 Fax: 045-681-6679 #護士 藤原 大輔 #護士 榊 研司



ANCHOR VOL3

Kanagawa Chuo Law Office Newsletter



暑中お見舞い申し上げます。 2015年7月

代表弁護士 藤原 大輔

今年も暑い日が続いております。屋外で、盆栽(私の趣味)や植木の手入れなどを しているだけで汗だくになる季節となりました。まさに盛夏と実感しております。

皆様におかれましてはお元気でお過ごしでしょうか。

さて、神奈川中央法律事務所ではホームページを開設いたしました。名刺がわりに、 との軽い気持ちから始めたのですが、お客様にご覧いただくものである以上、当事務 所の理念、相談の流れ、よくあるご質問のQ&A、弁護士料金、事務所所在地、ご相 談シートなど、取り組んでみますと多々作り上げる必要があり、時間をかけて作成い たしました。現在はインターネット社会であるのは間違いありません。今後、お客様 の利便性向上に役立てていただければ、当事務所にとってうれしい限りです。

当事務所がお客様にとって、より身近で、より利便性の高い事務所となるよう、努めていきたいと考えております。

皆様方のご指導、ご鞭撻のほど、今後ともよろしくお願いいたします。

事務所ホームページアドレス http://www.fdlaw.jp/ しました 神奈川中央法律事務所 〇 弁護士紹介 〇連貫 - 相統 ○交通事故·後i ○その他取扱案 トップページに のお問い合わせ 無料法律相談について 無料相談会。 掲載しています。 ご依頼内容や分野により、弁護 は「弁護士費用に2005」をご 事務所案内 相談ご予約の際に「ホームページを見た」とお伝えください。 現在、初回法律相談を無料とさせていただいております。 代表弁護士 原原 大時 弁護士 神 - 摂同 経動の施 問題解決方法についてのアドバイスや、受任後の弁護士費用等についてご称が す。 共立関内ビル7億42 TEL:045-681-6660 FAX:045-681-6678 完全側室でご相談土日祝日対応可 N種語・メールにて、お気軽に日間等をご連絡ください。

弁護士紹介



興味をもつこと

冒頭のご挨拶でも触れましたが、私は盆栽が好きで、自宅で盆栽用の棚を設けて日々世話をしております。水やりは毎日のことなので妻にも協力してもらっています。妻の協力には日々感謝しています。

私は、盆栽以外にも植物全般に興味があり、 自宅では地植えの植物を育てています。盆栽以 外の樹木では、モミジ、椿、サルスベリ、梅、柿、 ヤマボウシ、ソヨゴ、マユミ、山ツツジ等があり ます。その木の下には、近くの植木屋さんなどで 購入した、季節ごとの花ものや草ものなどを植え ております。季節ごとに咲く花や、新芽の緑や、 美しい草、味わいある木肌などは見飽きることが ありません。

またこの他に、食べることのできる植物にも最近は挑戦しており、ブルーベリー、ジューンベリー、桑(お隣の方から頂いた苗から実がつきました。)、トマト、キュウリ、ジャガイモ、水菜、レタス、パセリ、イチゴなどがあります。いろいろと手を出したため、庭の歩行が困難になってしまうこともありました。ブルーベリーは大きい実のなるタイプをモミジの木の下に2本植えてい



弁護士 藤原 大輔

るのですが、今年はご近所におすそわけすることができるくらいの実がつきました。ジャガイモもたくさん収穫できました。ジューンベリーは白い花も楽しめ、赤い実は鳥にとられる前に収穫し食べました。その他にも、トマト、キュウリ、レタス、水菜などは収穫したてを新鮮なうちに味わいました。

弁護士業務において、造園業を営まれている 方からのご依頼を受けることもあります。その時 に、造園家の方の専門的な話を聞いて不十分で はあるにせよ内容を理解することができるのは、 この自分の興味が役立ったと感じる瞬間でした。 全く知らない分野については、依頼者の方から 話を聞いても真に理解するには、時間を要しま すし困難がともないます。その分野に日常的に

興味関心を持っているか否かは、理解の度合いを大幅に異ならせます。常々感じることですが、弁護士業務において無駄な知識はないと改めて実感するところです。

今後も、幅広く物事に興味や関心を持ち、それを弁護士業務 に役立てていきたいと考えております。

Fujiwara Daisuke

暑中見舞い申し上げます。

私は、民事事件だけでなく、少年事件を担当することもあります。先日、川崎市の河川敷で少年が殺害される悲惨な事件がありました。報道は過熱し、ネット上には様々な情報が氾濫しました。事件の詳細は関わっていないので分かりませんが、少年事件に携わる一弁護士としては、加害少年らもまだ未熟な「弱い」存在であることを頭に置いてほしいと思います。加害少年らは人を殺すという行ってはならないことをしてしまったのですから、当然、強く非難されるべきです。しかし、劣悪な家庭環境や学校環境など、彼らにとってはどうしようもな

いことで悪い方向に押し流されていってしまうことがあります。誰しも過ちを犯してしまう可能性があります。実際に過ちを犯してしまった少年は、それ以後も社会の中で生きていかざるを得ないのです。やり直す機会を少年に与えることを認めてほしいなと思っています。やり直す機会を与えられなければ、一生誰からも犯罪者として扱われる人生に諦めを抱き、社会のルールを守る意志などなくなるでしょう。それは少年にとっても社会にとっても不幸なことだと思います。やり直す機会を与えるために



弁護士 榊 研司

もプライバシーの保護は必要なのです。被害者は実名で色々報道されているのに、という意見もあるかと思いますが、亡くなってしまえば被害者やその家族のプライバシーまで無視されて報道される現状の方に違和感があります。言葉足らずですが、報道に接して思ったことの一端を述べさせていただきました。

話は変わりますが、先日、数年ぶりに横浜・DeNAベイスターズを応援するために横浜スタジアムに行きました。事務所はJR関内駅南口の近くですので、横浜スタジアムに近いのですが、なかなか行く機会がありませんでした。私が少年野球をやっていた小学生のころは、大

魔神佐々木や谷繁ら、後に優勝するメンバーが揃っていました ので、野球教室でベイスターズの選手らに会えたときはとても興 奮したものでした。しかし、近年は最下位が定位置となってお り、足も遠のいていましたが、今年はなんと首位争いをしていま すので(少なくとも原稿執筆時点においては)、久々にライトスタ ンドで楽しんできました。現金なものですが。今年はスタジアム に足を運んで、ビール片手に楽しんでいきたいと思います。

Sakaki Kenji

伊田発生した、少年たちによる集団暴行殺害事件について、インターネットを見ていたとき、犯人とされる少年の画像を見つけました。未成年だと少年法に守られて犯人の顔すら全く報道されないのはおかしいと思い、Twitterやインターネット上の掲示板などに、こいつが事件の犯人だとの書き込みと共に少年の画像を投稿しました。ところが、後日、その画像の少年は事件と全く関係な

いということが分かりました。私はどうなってしまうのでしょうか。

事件とは全く関係ない他人を事件の犯人と名指しして、その人を事件の犯人と誤認させてしまう情報をインターネット上で拡散させてしまっているわけですから、まずは速やかに投稿を削除しましょう。

投稿を削除すれば、法的責任を問われませんか。

A いいえ。犯人ではない少年を犯人とする画像を投稿してしまった時点で、画像の少年に対する名誉毀損が成立しますので、刑事上(刑法230条)、民事上(民法709条)の法的責任を問われる可能性があります。

- プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求 により、氏名と住所が特定されることがありますので、 匿名だからといって安心できるものではありません。
- ② インターネット上には真偽不明な情報がたくさんあ ふれていますし、そのことを皆知っているはずですか

ら、私の投稿を見た人は鵜呑みにしないと思いますが。

インターネット上であっても名誉毀損が成立する基準が変わることはないとの判例がありますので、インターネットだからといっことは理由になりません。

私は、犯人が少年法で守られて、 犯人の顔すら分からないのはおかし

法律相談

インターネット上の

名誉毀損について

いと思いますので、犯人の顔を社会で共有すべきと思ったのですが、それでも責任を問われるのですか。

A 営毀損の違法性が阻却されるためには、①事実の公共性、②目的の公益性、 ③真実性の三つの要件を満たす必要があります(真実性の抗弁)。③真実性の要件の代わり

に、摘示した事実を真実と立証できなくても、③´真実と信じることにつき相当の理由があれば、違法性が阻却されます(相当性の抗弁)。

本件では投稿した画像の少年が犯人ではなかったのですから、画像の少年が③´真実と信じたことにつき相当な理由があるか問題になります。相当程度の調査が要求されますが、インターネット上で他人がこの画像の少年が犯人だと言っていたのをそのまま信じてしまったということでは、「相当の理由」があるとは認められません。

誰でもインターネット上で気軽に情報発信できる時代ですが、同時に、誰でも加害者になり得ますので、情報を発信する場合には十分気を付けてください。

当事務所の紹介記事

お客様からの声

司法書士法人長津田総合法務事務所 様

いつもお客様の立場で物事を考えたい!

JR横浜線と東急田園都市線の乗り換え駅「長津田駅」南口駅前にて、平成20年11月に、司法書士2名で開業をした司法書士事務所です。当時は、お金もコネもない状態でしたので、「身体の持つ限り、年中無休のフルサポート!」をスローガンに、猛進していたところ、そのような姿がテレビ局スタッフの耳に入ったらしく、開業1年目に、テレビ東京ガイアの夜明けに特集されました。

以来、お客様の利便性とサービスの向上を図る為、 不動産会社、保険代理店、住宅ローン (フラット35) 取次、高齢者施設紹介等の関連企業も設立しており、 総勢30名程になりました。

藤原先生との出会いは、ある仕事を通じて知り合いました。この仕事で、何度か御連絡を取らせて頂き、 直接お会いし、藤原先生の依頼者に接する御姿勢や 誠実なお人柄が感じられまして、代表の髙橋から、『今後は、弁護士の先生のお力が必要な御相談や御依頼があった場合に、是非御紹介をさせて頂ければ幸いです。』とお願いをさせて頂きまして、お付き合いが始まりました。

『紛争・トラブル・裁判案件』の御相談は、弁護士の先生の専門です。そのような際には、我々司法書士も弁護士の先生の力が必要となります。

いつも親身で、信頼のおける藤原先生には、本当に助けられております。



神奈川中央法律事務所へようこそ!

今回は、当事務所のある横浜関内地区内に建つ、横浜三塔 "キング・クイーン・ジャック" をご紹介します





横浜市開港記念会館

横浜開港50周年を記念し、市民の寄付金により1917年(大正6年)に創建。現在は横浜市中区公会堂として利用されています。

横浜地方裁判所の道路を挟んだ斜め向か い側にあります。

神奈川県庁 本庁舎

神奈川県行政の中枢施設として、1928年 (昭和3年) に完成。昭和初期に流行した 帝冠様式という、和洋折衷な建築様式で 建てられています。

大会議場では一般の方が結婚式を挙げられるそうです。

横浜税関 本関庁舎

1934年(昭和9年) に完成。青銅のドームが目印。

開港からの横浜港・横浜税関の歴史に関する事物が展示されています。写真撮影時は一般開放されていました。



イメージキャラクター のカスタム君は、麻薬 探知犬がモデルとなっ ているそうです。

この三塔を一度に見る ことができるスポット があります。



トから見たシャルス





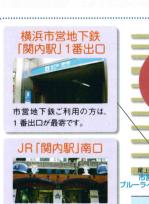


キングの、道路を挟んで向かい側 (分庁舎前) にある目印のプレート ▶

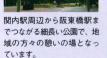
> プレートからは左にジャック、 中央にキング、右にクイーン と見渡せます。

三塔同時に見られるスポットは、こちらの他に赤レンガパーク、大桟橋にもあるそうです。 お近くにいらっしゃった際に、お散歩してみ てはいかがでしょうか?











事務局だより

事務所近くにあるおにぎり屋さ んにはまっています。

高菜明太や揚げ卵、梅しらすなど種類が豊富で、どれもおいしいので連日のように通ってしまいます。

榊弁護士のデスクにある、松岡修造氏の日めくりカレンダーの言葉に、毎日元気をもらっています。向上心をもって毎日を過ごし、事務所として、一人間としてパワーアップしていきたいと思います。

Information

《夏季休暇のお知らせ》

8月8日(土)から16日(日)まで 夏期休暇とさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。

神奈川中央法律事務所 〒231-0031 横浜市中区万代町1-2-12 共立関内ビル7階 A2 Tel: 045-681-6680 Fax: 045-681-6679